

平成19年度 建設事業評価結果(概要)

2. 内部評価結果(事前評価)(38件)

事業種別	事業名	所在地	事業概要			事業効果等 (費用便益比[B/C]など)
			事業費(百万円)	事業年度	目的、内容	
ため池	オアシス構想推進事業 中山池地区	池田市石橋	236	H20 ~ H22	老朽化による漏水や通水不良がみられるため池の改修を行い、決壊等の災害の未然防止と農業用水の効率的な管理を図るとともに、利活用施設の整備を行い、ため池を地域の貴重な水辺空間として保全活用していく。 堤体工:L=105m 余水吐工:1式 取水施設工:1式(底樋 600、斜樋 200、緊急放流施設 250) 利活用整備:1式(護岸工1式、散策道1式)	B/C = 1.84 災害防止効果 維持管理費節減効果
					上位計画・優先度	自然環境等への影響と対策
		ため池オアシス構想 土地改良施設耐震対策計画(案)			・環境に配慮した護岸工の施工 ・低排出ガス機械の使用 ・既存構造物の有効利用 ・工事中の水生生物の付近別池への移動 など	・堤体改修:代わりの用水源確保と、工事費、維持管理費、耐用年数等を比較 ・利活用施設:新たな水辺空間(公園)の確保と、工事費、維持管理費等を比較
<p>(評価結果) 現時点での評価結果であり、平成20年度予算等に応じて、今後実施等に変更が生じることもある。 「事業実施は妥当」 老朽化による漏水や通水不良がみられるため池について、決壊等災害の未然防止や農業用水の効率的な管理、貴重な水辺空間として保全活用していく必要があり、災害防止などの効果が認められることから「事業実施」とする。</p>						

事業種別	事業名	所在地	事業概要			事業効果等 (費用便益比[B/C]など)
			事業費(百万円)	事業年度	目的、内容	
ため池	ため池防災事業 内ヶ池地区	高槻市梶原 中村町	222	H20 ~ H23	老朽化による堤体の浸食等がみられるため池の改修を行い、洪水時の堤体からの越流等の災害の未然防止を図るとともに、池内の泥土浚渫による水質改善を行い、生活雑排水の流入等により悪化した水質の改善を図る。 堤体工:L=557m 余水吐工:1式	B/C = 1.72 災害防止効果 維持管理費節減効果
					上位計画・優先度	自然環境等への影響と対策
		大阪府地域防災計画			・張石護岸工の施工 ・低排出ガス機械の使用 ・池内泥土を堤体盛り土に流用 ・工事中の水生生物の付近別池への移動 など	代わりの用水源を確保や調整池による洪水流入の遮断と、工事費、維持管理費、耐用年数等を比較
<p>(評価結果) 現時点での評価結果であり、平成20年度予算等に応じて、今後実施等に変更が生じることもある。 「事業実施は妥当」 老朽化による堤体の浸食や水質の悪化等がみられるため池について、堤体からの越流等災害の未然防止を図るとともに、水質改善を行う必要があり、災害防止などの効果が認められることから「事業実施」とする。</p>						

事業種別	事業名	所在地	事業概要			事業効果等 (費用便益比[B/C]など)
			事業費(百万円)	事業年度	目的、内容	
ため池	ため池防災事業 東池尻新池地区	大阪狭山市 池尻	276	H20 ~ H24	老朽化による堤体浸食や貯水の供給に支障等がみられるため池の改修を行い、決壊等の災害の未然防止と農業用灌漑ため池としての従来の機能回復を図る。 堤体工: L = 341.0m 余水吐工: 1式 取水施設工: 1式	B / C = 2.15 災害防止効果 維持管理費節減効果
					上位計画・優先度	自然環境等への影響と対策
		大阪府地域防災計画 土地改良施設耐震対策計画(案)	・低排出ガス機械の使用 ・既設張りブロックの有効利用 ・池内盛土の造成等による水生動植物の生息環境の確保 など	代わりの用水源を確保や調整池による洪水流入の遮断と、工事費、維持管理費、耐用年数等を比較		
(評価結果) 現時点での評価結果であり、平成20年度予算等に応じて、今後実施等に変更が生じることもある。 「事業実施は妥当」 老朽化による堤体浸食や貯水の供給に支障等がみられるため池について、決壊等の災害の未然防止と農業用灌漑ため池としての従来の機能回復を図るの必要があり、災害防止などの効果が認められることから「事業実施」とする。						

事業種別	事業名	所在地	事業概要			事業効果等 (費用便益比[B/C]など)
			事業費(百万円)	事業年度	目的、内容	
漁港	深日漁港環境整備事業	泉南郡岬町 深日	200	H20 ~ H23	漁港の環境向上に必要な施設の整備と水域の環境保全により、漁港における景観の保持・美化を図り、快適で潤いのある漁港環境の形成と漁業及び漁村の健全な発展に資する。 植栽: 1式 休憩所: 2基 トイレ: 1箇所 多目的広場: 1箇所 親水広場: 1箇所 小広場: 1箇所 遊歩道: 2箇所 駐車場: 2箇所	B / C = 1.55 漁港景観向上効果 地区住民の憩い・遊び・交流の促進効果 漁港就労環境の快適性・利便性の向上効果 来訪者への余暇の場の提供効果
					上位計画・優先度	自然環境等への影響と対策
		大阪21世紀の総合計画 第3次岬町総合計画 岬町の緑のマスタープラン 第3次地震防災緊急事業5ヵ年計画 第2次漁港漁場整備長期計画 大阪岬地区新マリノーション拠点交流促進総合整備計画	・親水広場における砂浜や岩場の造成 ・低排出ガス機械の使用 ・別の工事地(小島漁港)の建設発生土の活用 ・地域の風土・気候に即した樹種の選定 など	・緑地(親水広場除く) スポーツ広場中心の整備案と、利用・環境面、概算事業費、維持管理費等について比較 ・親水広場 緩衝緑地の整備、何も整備しない場合と、利用・環境面、概算事業費、維持管理費等について比較		
(評価結果) 現時点での評価結果であり、平成20年度予算等に応じて、今後実施等に変更が生じることもある。 「事業実施は妥当」 漁港の環境向上に必要な施設の整備と水域の環境保全により、漁港における景観の保持・美化を図るの必要があり、漁港景観向上効果や地区住民の憩い・遊び・交流の促進効果などが認められることから「事業実施」とする。						

事業種別	事業名	所在地	事業概要			事業効果等 (費用便益比[B/C]など)
			事業費(百万円)	事業年度	目的、内容	
道路	主要地方道 伏見柳谷高槻線 道路改良事業	高槻市成合北の町	550	H20 ~ H23	本路線は、国道171号から京都府界(京都府長岡京市)を結ぶ、延長約10.5kmの主要な幹線道路である。 当該箇所は西日本高速道路㈱が施工する新名神高速道路とあわせ効率的に整備を行うことで、早期に、現道の狭隘区間及び線形不良区間が解消され、円滑な交通を確保するとともに、府県間の連携強化を図るものである。 延長L=0.5km 幅員(車線数)W=7.0m(2車線)	<ul style="list-style-type: none"> 車両等の走行性の向上による安全性の向上 円滑な大阪府京都府間の交通流の形成 車両等の走行性の向上による快適性の向上
					上位計画・優先度	
		大阪府交通道路マスタープラン 大阪府都市基盤整備中期計画(案)改定版	・道路の整備により旅行速度が向上し、CO2の排出量が削減される。	・当該事業は、新名神高速道路とあわせて整備を行うことから、事業費、工期、工事中の交通規制等、総合的に勘案し、バイパス整備とした。		
<p>(評価結果) 現時点での評価結果であり、平成20年度予算等に応じて、今後実施等に変更が生じることもある。 「事業実施は妥当」 西日本高速道路㈱が施工する新名神高速道路とあわせ、バイパス整備することで、早期に狭隘区間及び線形不良区間が解消されることにより、安全で円滑な交通を確保するとともに、府県間の連携強化の事業効果が認められることから「事業実施」とする。</p>						

事業種別	事業名	所在地	事業概要			事業効果等 (費用便益比[B/C]など)
			事業費(百万円)	事業年度	目的、内容	
道路	主要地方道 枚方亀岡線 道路改良事業	高槻市原	600	H20 ~ H23	本路線は、大阪府枚方市と京都府亀岡市とを結ぶ府県間道路である。近年、京都府側の開発が進展し、年々交通量は増加傾向にある。 当該箇所は西日本高速道路㈱が施工する新名神高速道路とあわせ効率的に整備を行うことで、早期に、現道の狭隘区間及び線形不良区間が解消され、円滑な交通を確保するとともに、府県間の連携強化を図るものである。 延長L=0.4km 幅員(車線数)W=7.0m(2車線)	<ul style="list-style-type: none"> 車両等の走行性の向上による安全性の向上 円滑な大阪府京都府間の交通流の形成 車両等の走行性の向上による快適性の向上
					上位計画・優先度	
		大阪府交通道路マスタープラン 大阪府都市基盤整備中期計画(案)改定版	・道路の整備により旅行速度が向上し、CO2の排出量が削減される。	・当該事業は、新名神高速道路とあわせて整備を行うことから、事業費、工期、工事中の交通規制等、総合的に勘案し、バイパス整備とした。		
<p>(評価結果) 現時点での評価結果であり、平成20年度予算等に応じて、今後実施等に変更が生じることもある。 「事業実施は妥当」 西日本高速道路㈱が施工する新名神高速道路とあわせ、バイパス整備することで、早期に狭隘区間及び線形不良区間が解消されることにより、安全で円滑な交通を確保するとともに、府県間の連携強化の事業効果が認められることから「事業実施」とする。</p>						

事業種別	事業名	所在地	事業概要			事業効果等 (費用便益比[B/C]など)
			事業費(百万円)	事業年度	目的、内容	
道路	主要地方道 西京高槻線 道路改良事業	高槻市萩之庄～梶原	960	H20 ～ H26	当該箇所は、車両の対面通行が困難な幅員が狭隘な道路であり、さらに、視距が悪いため、バイパス整備を行うことにより、安全で、円滑な交通の確保を図るものである。また、一部区間を(仮称)高槻東道路の工事用進入路としても活用することとしている。 延長L=1.2km 幅員(車線数)W=10.5m(2車線)	・歩車道分離を図ることにより、歩行者・自転車等の安全を確保する。 ・誰もが安心して社会参加できる生活空間の形成(バリアフリー化の推進・歩行者交通等の利便性向上) ・幅員狭隘区間の解消による交通利便性の向上 ・幅員狭隘区間の解消により、緊急車両の進入路を確保
					上位計画・優先度 大阪府交通道路マスタープラン 大阪府都市基盤整備中期計画(案)改定版	自然環境等への影響と対策 ・道路の整備により旅行速度が向上し、CO2の排出量が削減される。
<p>(評価結果) 現時点での評価結果であり、平成20年度予算等に応じて、今後実施等に変更が生じることもある。 「事業実施は妥当」 当該箇所は、道路幅員が狭隘なため車両の対面通行が困難なうえ、自転車交通量が多く、交通安全対策が急務である。また、当該事業で整備するバイパスの一部区間を(仮称)高槻東道路の工事用車両の進入路として活用されることより、(仮称)高槻東道路の工事着手にあわせた整備が必要である。このバイパス整備により、現道から交通が転換され、歩行者・自転車等の安全及び円滑な交通の確保の事業効果が認められることから「事業実施」とする。</p>						

事業種別	事業名	所在地	事業概要			事業効果等 (費用便益比[B/C]など)
			事業費(百万円)	事業年度	目的、内容	
道路	一般府道 安満前島線 道路改良事業	高槻市井尻～道鶴町	300	H20 ～ H26	都市計画道路十三高槻線の整備にともない、これと交差する当該道路について、現道拡幅事業を行い歩行者の安全及び円滑な交通の確保を図る。 延長L=0.35km 幅員(車線数)W=9.5m(2車線)	・歩車分離を図ることにより、歩行者・自動車等の安全を確保する。 ・誰もが安心して社会参加できる生活空間の形成(バリアフリー化の推進・歩行者交通等の利便性向上) ・幅員狭隘区間の解消による交通利便性の向上 ・幅員狭隘区間の解消により、緊急車両の進入路を確保
					上位計画・優先度 大阪府交通道路マスタープラン 大阪府都市基盤整備中期計画(案)改定版	自然環境等への影響と対策 ・歩車道分離等により、旅行速度が向上し、CO2の排出量が削減される。
<p>(評価結果) 現時点での評価結果であり、平成20年度予算等に応じて、今後実施等に変更が生じることもある。 「事業実施は妥当」 当該事業については、都市計画道路十三高槻線とあわせての整備が必要であり、当該事業区間を整備することで、歩車分離及び都市計画道路十三高槻線へのアクセスが確保され、歩行者の安全及び円滑な交通の確保の事業効果が認められることから「事業実施」とする。</p>						

事業種別	事業名	所在地	事業概要			事業効果等 (費用便益比[B/C]など)
			事業費(百万円)	事業年度	目的、内容	
道路	主要地方道 枚方交野寝屋川線(2工区) 交差点改良事業	寝屋川市宇谷町	300	H20 ~ H21	本路線は、三井団地前交差点付近において、近接して3箇所の信号が存在し、慢性的な渋滞が発生している。また、交差点付近にはバス停も存在し、十分な歩道幅員が確保されていない状況にある。第二京阪道路の整備が推進されるなか、更なる交通量の増加が懸念されるため、現状の渋滞緩和及び交通安全の確保の観点より、三井団地前及び太秦東交差点を統合する交差点改良事業を行うものである。 延長：L=0.2km 幅員：W=16.0m(2車線)	・歩道整備をおこなうことにより、歩行者・自動車等の安全を確保する。 ・車両等の走行性の向上による安全性の向上 ・信号統合、幅員狭隘区間の解消による交通便利性の向上
					上位計画・優先度	自然環境等への影響と対策
					大阪府交通道路マスタープラン 大阪府都市基盤整備中期計画(案)改定版 大阪府するっと交差点対策(案)改訂	・道路の整備により旅行速度が向上し、CO2の排出量が削減される。 ・第二京阪道路供用後の交通量増加に対応するため、信号統合を含めた交差点改良事業をおこなうもの。事業費、工期、工事中の交通規制等、総合的に勘案し、バイパス整備とした。
<p>(評価結果) 現時点での評価結果であり、平成20年度予算等に応じて、今後実施等に変更が生じることもある。 「事業実施は妥当」 西日本高速道路(株)が施工する第二京阪道路の供用後、更なる交通量増加が懸念されるため、信号統合とあわせた交差点改良事業を行うことにより、現状の渋滞緩和及び交通安全確保の事業効果が認められることから「事業実施」とする。</p>						

事業種別	事業名	所在地	事業概要			事業効果等 (費用便益比[B/C]など)
			事業費(百万円)	事業年度	目的、内容	
道路	一般府道 本堂高井田線 (青谷バイパス)	柏原市青谷	700	H20 ~ H24	本路線は、延長約7.6kmの府県間連絡道路であり、地域交通量の増加及び奈良県方面との円滑な交通流の確保のため、青谷地区の既存集落におけるバイパス事業である。当該箇所を整備することにより、線形不良箇所の解消を図るとともに、奈良県方面との円滑な交通流ならびに歩行者・自転車の安全性を確保するものである。 延長：L=0.44km 幅員：W=7.0m(2車線)	・現道への通過交通の排除による安全性の向上 ・車両等の走行性の向上による安全性の向上 ・円滑な府県間交通流の形成 ・車両等の走行性の向上による快適性の向上
					上位計画・優先度	自然環境等への影響と対策
					大阪府交通道路マスタープラン 大阪府都市基盤整備中期計画(案)改定版	・道路の整備により旅行速度が向上し、CO2の排出量が削減される。 ・線形不良で幅員狭隘箇所が多く、現道沿線に民家が連たんしているため、事業費、工期、工事中の交通規制等、総合的に勘案し、バイパス整備とした。
<p>(評価結果) 現時点での評価結果であり、平成20年度予算等に応じて、今後実施等に変更が生じることもある。 「事業実施は妥当」 当該箇所は、道路幅員が狭隘なため車両の対面通行が困難なうえ、線形不良で自転車や歩行者に対する交通安全対策が急務である。前後区間の現道拡幅工事については概ね完了しており、本バイパス整備により、現道から交通が転換され、歩行者・自転車等の安全及び円滑な交通の確保が図られる。よって事業効果が認められることから「事業実施」とする。</p>						

事業種別	事業名	所在地	事業概要			事業効果等 (費用便益比[B/C]など)
			事業費(百万円)	事業年度	目的、内容	
街路	都市計画道路三国塚口線 街路整備事業	豊中市庄内 西町五丁目 ～大黒町一 丁目	980	H20 ～ H24	<p>本事業は、豊中市南部の密集市街地を東西に貫く都市計画道路の整備であり、重点密集市街地の防災環境軸として位置付け、災害時における避難路の確保や延焼遮断機能を強化することを目的に沿道のまちづくりと一体的に整備するものである。また、歩行者の安全確保や渋滞対策など地域交通の円滑化にも大きく寄与するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・L=0.22km W=27m ・現道拡幅(暫定2車線) ・4種第1級 	<p>交通渋滞の緩和 交差点需要率(ピーク時1時間当たりの実交通量における交差点信号の必要青時間率) 0.92(整備しない場合) 0.78(整備した場合) 0.8～0.9が交差点処理の実質上の限界値 費用便益比 B/C = 1.59(大阪池田線～国道176号整備時) 地域交通の円滑化による利便性の向上 国道176号や府道大阪池田線を補完する都市計画道路穂積菰江線の整備と合わせ当該交差点の整備を図ることで豊中市南部の南北交通の円滑化に寄与することができる。 自転車・歩行者の安全性の向上 狭隘な歩道が拡幅することにより、自転車・歩行者の安全な通行空間が確保できる。 地震等による防災機能の強化 広幅員道路として拡幅整備することで災害時の避難路が確保されるとともに、大火発生時の延焼遮断機能が向上される。</p>
					<p>上位計画・優先度 大阪府交通道路マスタープラン 大阪府都市基盤整備中期計画(案)改定版 大阪府インナーエリア再生指針</p>	<p>自然環境等への影響と対策 本事業は現道2車線の道路に右折レーンを設置し、歩道を広幅員化することで快適な歩行空間を確保し、植樹帯を整備するため、周辺環境は向上すると思われる。</p>
<p>(評価結果) 現時点での評価結果であり、平成20年度予算等に応じて、今後実施等に変更が生じることもある。 「事業実施は妥当」 事業実施されない場合、豊中市が整備する都市計画道路穂積菰江線との交差部分が渋滞し、国道176号が、さらなる渋滞を起す可能性がある。 当事業は国道176号からの流入、穂積菰江線からの流入に大きな効果があるとともに、重点密集市街地での延焼遮断帯ともなるため、その役割は大きいことから、「事業実施」とする。</p>						

事業種別	事業名	所在地	事業概要			事業効果等 (費用便益比[B/C]など)
			事業費(百万円)	事業年度	目的、内容	
交通安全	一般府道伊丹豊中線 自歩道整備	豊中末広町3 丁目	100	H20 ～ H21	当該事業区間は、通学路に指定されているが、歩道幅員が狭く、交通安全上危険な状態である。このため、現道を拡幅し自転車歩行者道を整備することにより、自転車、歩行者の安全と交通の利便性の向上を目的とする事業である。 事業内容としては、道路延長350mの区間において、幅員2.0mの北側の歩道を幅員3.5mに拡幅するものである。	交通安全事業における費用便益分析手法は確立できていない。 歩行者・自転車と自動車の分離を図ることによる、歩行者・自転車の安全確保。 バリアフリー化の推進、歩行者交通等の利便性向上。
					上位計画・優先度	代替案の比較検討
		大阪府都市基盤整備中期計画(案)改定版 大阪府歩道整備計画(案) 大阪府交通道路マスタープラン	・自歩道設置のため一部用地確保を行うが、周辺は市街地が形成されており、本事業において新たに自然環境に影響を与えることはない。	・歩行者等の安全確保のため、通行車両と歩行者や自転車を物理的に分離できる自歩道整備が最適と考えられる。		
<p>(評価結果) 現時点での評価結果であり、平成20年度予算等に応じて、今後実施等に変更が生じることもある。 「事業実施は妥当」 当該路線は、「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」の第3条の規定に基づく(特に交通安全を確保する必要があると認められる)道路に指定されている。 また、当該路線の自動車・自転車・歩行者交通量がそれぞれ14,030台/12h、961台/日、458人/日、と多岐にも関わらず、歩道幅員が狭く危険な状態であり、歩道の拡幅により歩行者・自転車双方の安全な通行が確保されるため、「事業実施」とする。</p>						

事業種別	事業名	所在地	事業概要			事業効果等 (費用便益比[B/C]など)
			事業費(百万円)	事業年度	目的、内容	
交通安全	一般府道吹田箕面線 自歩道整備 (自歩道拡幅)	豊中市新千里北町	150	H20 ～ H22	自転車利用者が多く、歩行者と自転車の接触事故が起こる危険性が高い区間において、歩道を拡幅し自転車歩行者道を整備し、併せて歩行者と自転車の分離を誘導することにより、自転車、歩行者双方の安全性の向上を目的とする事業である。 事業内容としては、道路延長1,000mの区間の両側において、幅員3.5mの自転車歩行者道を5.0mに拡幅し、さらに植樹帯により自転車通行部分を分離するものである。	交通安全事業における費用便益分析手法は確立できていない。 歩行者と自転車の通行部分の分離を図ることにより、歩行者・自転車双方の安全を確保する。 通学路であり、児童の安全に寄与する。
					上位計画・優先度	代替案の比較検討
		大阪府都市基盤整備中期計画(案)改定版 大阪府歩道整備計画(案) 大阪府交通道路マスタープラン	・現道を活用した自歩道拡幅工事を行うため、本事業において新たに自然環境に影響を与えることはない。	・当該区間における歩行者、自転車双方の安全確保を目的とした歩道の拡幅が最適と考えられる。		
<p>(評価結果) 現時点での評価結果であり、平成20年度予算等に応じて、今後実施等に変更が生じることもある。 「事業実施は妥当」 当該路線は、「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」の第3条の規定に基づく(特に交通安全を確保する必要があると認められる)道路に指定されている。 また、当該路線の自動車・自転車・歩行者交通量がそれぞれ5,089台/12h、200台/日、471人/日、と多く、歩行者と自転車の接触事故が起こる危険性が高いことから、歩道を拡幅のうえ、自転車通行部分の明示を行い、歩行者と自転車の分離を誘導することで双方の安全な通行が確保されるため、「事業実施」とする。</p>						

事業種別	事業名	所在地	事業概要			事業効果等 (費用便益比[B/C]など)
			事業費(百万円)	事業年度	目的、内容	
交通安全	主要地方道園部能勢線 歩道整備	能勢町宿野 ～大里	160	H20 ～ H23	当該事業区間は、通学路に指定されているが、歩道がなく交通安全上危険な状態である。このため、現道を拡幅し歩道を整備することにより、歩行者の安全と交通の利便性の向上を目的とする事業である。 事業内容としては、道路延長390mの区間において、道路の北側に幅員2.5mの歩道を整備するものである。	交通安全事業における費用便益分析手法は確立できていない。 歩行者と自動車の分離を図ることによる、歩行者の安全確保。 通学路であることから、通学児童の安全に寄与する。
					上位計画・優先度	自然環境等への影響と対策
		大阪府都市基盤整備中期計画(案)改定版 大阪府歩道整備計画(案) 大阪府交通道路マスタープラン	・歩道設置のため農地や山林を事業用地とするが、歩道の幅員は2.5mと小さいことから、自然環境への影響は少ないと考えられる。	・歩行者とくに通学路を利用する児童の安全確保のため、通行車両と歩行者を物理的に分離できる歩道設置が最適と考えられる。		
<p>(評価結果) 現時点での評価結果であり、平成20年度予算等に応じて、今後実施等に変更が生じることもある。 「事業実施は妥当」 当該路線は、「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」の第3条の規定に基づく(特に交通安全を確保する必要があると認められる)道路に指定されている。 また当該路線は久々小学校の通学路に指定されており、自動車・自転車・歩行者交通量はそれぞれ、5,324台/12h、214台/日、107人/日と多いにも関わらず、歩道が無く危険な状態であり、歩道を新たに設置することにより通学児童の安全な通行が確保されるため、「事業実施」とする。</p>						

事業種別	事業名	所在地	事業概要			事業効果等 (費用便益比[B/C]など)
			事業費(百万円)	事業年度	目的、内容	
交通安全	主要地方道大阪高槻京都線 自歩道段差改善 (自歩道拡幅)	茨木市上穂積	460	H20 ～ H25	当該事業区間は、通学路に指定されているが、歩道幅員が狭く、交通安全上危険な状態である。このため、現道を拡幅し自転車歩行者道を整備することにより、自転車、歩行者の安全と交通の利便性の向上を目的とする事業である。 事業内容としては、道路延長2,300mの区間の両側の幅員2.5mの歩道を、幅員3.5mに拡幅し、併せて段差解消を行うものである。	交通安全事業における費用便益分析手法は確立できていない。 通学路であり、児童の安全に寄与する。 歩行者等の移動の円滑化(バリアフリー化の推進)・安全性の向上
					上位計画・優先度	自然環境等への影響と対策
		大阪府都市基盤整備中期計画(案)改定版 大阪府歩道整備計画(案) 大阪府交通道路マスタープラン	・現道を活用した自歩道拡幅工事を行うため、本事業において新たに自然環境に影響を与えることはない。	・当該区間における歩行者の安全確保、移動の円滑化を目的とした歩道の拡幅及び段差改善が最適と考えられる。		
<p>(評価結果) 現時点での評価結果であり、平成20年度予算等に応じて、今後実施等に変更が生じることもある。 「事業実施は妥当」 当該路線は、「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」の第3条の規定に基づく(特に交通安全を確保する必要があると認められる)道路に指定されている。 また、当該路線の自動車・自転車・歩行者交通量がそれぞれ29,109台/12h、1481台/日、554人/日、と多いにも関わらず、歩道幅員が狭く危険な状態であり、歩道の拡幅により歩行者・自転車双方の安全な通行が確保されるため、「事業実施」とする。</p>						

事業種別	事業名	所在地	事業概要			事業効果等 (費用便益比[B/C]など)
			事業費(百万円)	事業年度	目的、内容	
交通安全	主要地方道大阪高槻線 自歩道段差改善 (自歩道拡幅)	高槻市城西町	300	H20 ~ H23	歩道の拡幅や切り下げ部の段差・縦断勾配を改善し、高齢者や身体障害者をはじめ誰もが安全・安心・快適に通行できる歩行空間を確保することを目的とする事業である。 道路延長600mの区間の両側の幅員2.5mの歩道を幅員3.5mに拡幅し、併せて段差解消も行う。	交通安全事業における費用便益分析手法は確立できていない。 歩行者等の移動の円滑化(バリアフリー化の推進)・安全性の向上
					上位計画・優先度 大阪府都市基盤整備中期計画(案)改定版 大阪府歩道整備計画(案) 大阪府交通道路マスタープラン	自然環境等への影響と対策 ・現道を活用した自歩道拡幅工事を行うため、本事業において新たに自然環境に影響を与えることはない。

(評価結果) 現時点での評価結果であり、平成20年度予算等に応じて、今後実施等に変更が生じることもある。
「事業実施は妥当」
当該路線は、「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」の第3条の規定に基づく(特に交通の安全を確保する必要があると認められる)道路に指定されている。
また、当該路線の自動車・自転車・歩行者交通量がそれぞれ12,102台/12h、384台/日、125人/日、と多いにも関わらず、歩道幅員が狭く危険な状態であり、歩道の拡幅により歩行者・自転車双方の安全な通行が確保されるため、「事業実施」とする。

事業種別	事業名	所在地	事業概要			事業効果等 (費用便益比[B/C]など)
			事業費(百万円)	事業年度	目的、内容	
交通安全	一般府道高槻停車場線 自歩道段差改善 (歩行者・自転車通行部分の分離)	高槻市紺屋町	120	H20 ~ H24	歩道上に自転車通行部分の明示を行い、歩行者と自転車の分離を誘導するとともに、歩道の切り下げ部の段差・縦断勾配を改善し、高齢者や身体障害者をはじめ誰もが安全・安心・快適に通行できる歩行空間を確保することを目的とする事業である。 事業内容としては、道路延長600mの区間の両側にある幅員5.0mの歩道を歩行者と自転車の通行部分に分離し、併せて段差解消を行うものである。	交通安全事業における費用便益分析手法は確立できていない。 歩行者と自転車の通行部分の分離を図ることにより、歩行者・自転車双方の安全を確保する。 通学路であり、児童の安全に寄与する。 歩行者等の移動の円滑化(バリアフリー化の推進)・安全性の向上。
					上位計画・優先度 大阪府都市基盤整備中期計画(案)改定版 大阪府歩道整備計画(案) 大阪府交通道路マスタープラン 高槻市交通バリアフリー基本構想	自然環境等への影響と対策 ・現道を活用した事業であり、本事業において新たに自然環境に影響を与えることはない。

(評価結果) 現時点での評価結果であり、平成20年度予算等に応じて、今後実施等に変更が生じることもある。
「事業実施は妥当」
当該路線は、「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」の第3条の規定に基づく(特に交通の安全を確保する必要があると認められる)道路に指定されている。
また、当該事業区間は、バリアフリー法に基づき高槻市が策定した基本構想において、JR高槻駅と公共施設等を結ぶ特定経路に指定され、歩道の段差・勾配の改善等のバリアフリー化を行うべき区間と位置づけられている。さらに、自動車・自転車・歩行者交通量がそれぞれ6,922台/12h、1306台/日、798人/日、と多く、歩行者と自転車の接触事故が起こる危険性が高いことから、歩道のバリアフリー化とともに、歩道上に区画線等による自転車通行部分の明示を行い、歩行者と自転車の分離を誘導することで双方の安全な通行が確保されるため、「事業実施」とする。

事業種別	事業名	所在地	事業概要			事業効果等 (費用便益比[B/C]など)
			事業費(百万円)	事業年度	目的、内容	
交通安全	一般府道萩谷西五百住線 歩道整備	高槻市奈佐 原元町	150	H20 ～ H21	当該事業区間は、通学路に指定されているが、歩道がなく交通安全上危険な状態である。このため、現道を拡幅し歩道を整備することにより、歩行者の安全と交通の利便性の向上を目的とする事業である。 事業内容としては、道路延長200mの区間の東側に幅員2.0mの歩道を整備する。	交通安全事業における費用便益分析手法は確立できていない。 歩行者と自動車の分離を図ることにより、歩行者の安全を確保する。 通学路であり、児童の安全に寄与する。
		上位計画・優先度		自然環境等への影響と対策		代替案の比較検討
		大阪府都市基盤整備中期計画(案)改定版 大阪府歩道整備計画(案) 大阪府交通道路マスタープラン			・歩道設置のため一部用地確保を行うが、周辺は市街地が形成されており、本事業において新たに自然環境に影響を与えることはない。	・歩行者とくに通学路を利用する児童の安全確保のため、通行車両と歩行者を物理的に分離できる歩道設置が最適と考えられる。

(評価結果) 現時点での評価結果であり、平成20年度予算等に応じて、今後実施等に変更が生じることもある。
「事業実施は妥当」
当該路線は、「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」の第3条の規定に基づく(特に交通安全を確保する必要があると認められる)道路に指定されている。
また当該路線は久佐々小学校の通学路に指定されており、自動車・自転車・歩行者交通量はそれぞれ、8,009台/12h、464台/日、323人/日と多いにも関わらず、歩道が無く危険な状態であり、歩道を新たに設置することにより通学児童の安全な通行が確保されるため、「事業実施」とする。

事業種別	事業名	所在地	事業概要			事業効果等 (費用便益比[B/C]など)
			事業費(百万円)	事業年度	目的、内容	
交通安全	主要地方道西京高槻線 交差点改良	高槻市古曾 部町	180	H20 ～ H23	当該交差点では、右折待ち車両が直進車両の妨げになり慢性的な渋滞及び追突等の事故の原因となっている。このため、右折レーンを設置し、交差点付近の円滑な交通を確保することにより、渋滞緩和並びに事故削減をはかることを目的とする事業である。 事業内容としては、道路延長210mの区間において、交差点に右折レーンを設置するものである。	交通安全事業における費用便益分析手法は確立できていない。 右折レーンの設置による事故防止(交通事故の削減)
		上位計画・優先度		自然環境等への影響と対策		代替案の比較検討
		大阪府都市基盤整備中期計画(案)改定版 大阪府歩道整備計画(案) 大阪府交通道路マスタープラン 大阪府するっと交差点対策(案)改訂			・交差点改良により一部用地確保を行うが、周辺は市街地が形成されており、本事業において新たに自然環境に影響を与えることはない。	・交通の円滑化・安全確保のため右折レーンの設置が最適であると考えられる。

(評価結果) 現時点での評価結果であり、平成20年度予算等に応じて、今後実施等に変更が生じることもある。
「事業実施は妥当」
当該事業箇所である別所交差点は、交差点通過時間が5分39秒と長く、また右折車が直進車を阻害し、渋滞が発生している状態である。
当該交差点は、混雑時の交差点最大通過時間を平均40%程度削減することを目標と定めた「するっと交差点対策(案)」に位置付けられており、右折レーンの設置による渋滞緩和と交通事故の防止につながることから、「事業実施」とする。

事業種別	事業名	所在地	事業概要			事業効果等 (費用便益比[B/C]など)
			事業費(百万円)	事業年度	目的、内容	
交通安全	一般府道深野南寺方大阪線 自歩道整備	門真市三ツ島	950	H20 ～ H26	当該事業区間は、通学路に指定されているが、歩道がなく交通安全上危険な状態である。このため、現道を拡幅し自歩道を整備することにより、歩行者の安全と交通の利便性の向上を目的とする事業である。 事業内容としては、道路延長450mの区間の両側において、3.5mの歩道を整備するものである。	交通安全事業における費用便益分析手法は確立できていない。 歩行者・自転車と自動車の分離を図ることにより、歩行者・自転車の安全を確保する。 通学路であり、児童の安全確保に寄与する。
					上位計画・優先度	自然環境等への影響と対策
		大阪府都市基盤整備中期計画(案)改定版 大阪府歩道整備計画(案) 大阪府交通道路マスタープラン			・自歩道設置のため一部用地確保を行うが、周辺は市街地が形成されており、本事業において新たに自然環境に影響を与えることはない。	・歩行者とくに通学路を利用する児童の安全確保のため、通行車両と歩行者を物理的に分離できる自歩道設置が最適と考えられる。
(評価結果) 現時点での評価結果であり、平成20年度予算等に応じて、今後実施等に変更が生じることもある。 「事業実施は妥当」 当該路線は、「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」の第3条の規定に基づく(特に交通安全を確保する必要があると認められる)道路に指定されている。 また当該路線は通学路に指定されており、自動車・自転車・歩行者交通量はそれぞれ、10,307台/12h、532台/日、152人/日と多いにも関わらず、歩道が無く危険な状態であり、自転車歩行者道を新たに設置することにより通学児童の安全な通行が確保されるため、「事業実施」とする。						

事業種別	事業名	所在地	事業概要			事業効果等 (費用便益比[B/C]など)
			事業費(百万円)	事業年度	目的、内容	
交通安全	主要地方道 柏原駒ヶ谷千早赤阪線 歩道整備	柏原市旭が丘3丁目	115	H20 ～ H22	当該事業区間は、通学路に指定されているが、歩道がなく交通安全上危険な状態である。このため、現道を拡幅し歩道を整備することにより、歩行者の安全と交通の利便性の向上を目的とする事業である。 事業内容としては、道路延長100m区間の両側において、幅員2.5mの歩道を整備するものである。	交通安全事業における費用便益分析手法は確立できていない。 歩行者と自動車の分離を図ることにより、歩行者の安全を確保する。 歩行者等の移動の円滑化(バリアフリー化の推進)・安全性の向上。
					上位計画・優先度	自然環境等への影響と対策
		大阪府都市基盤整備中期計画(案)改定版 大阪府歩道整備計画(案) 大阪府交通道路マスタープラン 柏原市交通バリアフリー基本構想			・歩道設置のため一部農地を事業用地とするが、歩道の幅員は2.5mと小さいことから、自然環境への影響は少ないと考えられる。	・当該事業区間は、主要な施設を結ぶ最短の経路であり、また、歩行者等の安全確保と移動の円滑化のため、本ルートにおける歩道設置が最適と考えられる。
(評価結果) 現時点での評価結果であり、平成20年度予算等に応じて、今後実施等に変更が生じることもある。 「事業実施は妥当」 当該路線は、「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」の第3条の規定に基づく(特に交通安全を確保する必要があると認められる)道路に指定されている。 また当該事業区間は、バリアフリー法に基づき、柏原市が策定した、交通バリアフリー基本構想において、近鉄河内国分駅と公共施設等を結ぶ特定経路に位置付けられており、早急に整備が必要な区間となっているにも関わらず、歩道が無く危険な状態であるが、歩道を新たに設置することにより歩行者の安全な通行が確保されるため、「事業実施」とする。						

事業種別	事業名	所在地	事業概要			事業効果等 (費用便益比[B/C]など)
			事業費(百万円)	事業年度	目的、内容	
交通安全	主要地方道富田林太子線歩道整備	富田林市富田林町	175	H20 ～ H23	歩行者、自転車と車両が交錯し危険な状況である歩道未整備区間において、歩道を整備することにより、歩行者等の安全と交通の利便性の向上を図ることを目的とする事業である。 事業内容としては、道路延長300mの区間の両側において、幅員2.5mの歩道を整備するものである。	交通安全事業における費用便益分析手法は確立できていない。 歩行者と自動車の分離を図ることにより、歩行者の安全を確保する。 歩行者等の移動の円滑化(バリアフリー化の推進)・安全性の向上。
		上位計画・優先度			自然環境等への影響と対策	代替案の比較検討
		大阪府都市基盤整備中期計画(案)改定版 大阪府歩道整備計画(案) 大阪府交通道路マスタープラン 富田林市バリアフリー基本構想			・歩道設置のため一部用地確保を行うが、周辺は市街地が形成されており、本事業において新たに自然環境に影響を与えることはない。	・当該事業区間は、主要な施設を結ぶ最短の経路であり、また、歩行者等の安全確保と移動の円滑化のため、本ルートにおける歩道設置が最適と考えられる。

(評価結果) 現時点での評価結果であり、平成20年度予算等に応じて、今後実施等に変更が生じることもある。
「事業実施は妥当」
当該路線は、「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」の第3条の規定に基づく(特に交通の安全を確保する必要があると認められる)道路に指定されている。
また当該事業区間は、バリアフリー法に基づき、富田林市が策定した、交通等バリアフリー基本構想において、近鉄富田林駅と大規模住宅団地を結ぶ重要な経路に位置付けられており、早急に整備が必要な区間となっているにも関わらず、歩道が無く危険な状態であるが、歩道を新たに設置することにより歩行者の安全な通行が確保されるため、「事業実施」とする。

事業種別	事業名	所在地	事業概要			事業効果等 (費用便益比[B/C]など)
			事業費(百万円)	事業年度	目的、内容	
河川(改修)	一級河川高川河川構造物改築事業	豊中市北条町他	860	H19 ～ H24	・本事業は、学識者によって構成される河川整備委員会によって審議され、住民意見の聴取を経た上で策定された淀川水系神崎川ブロック河川整備計画(H19.2)の中で、老朽化対策の一つとしてあげられている水路橋の架け替えを行うものである。 ・当該地は天井川であり、府道豊中吹田線が交差するため河川が水路橋形態となっており、出水や地震時に水路橋が破損した場合、多大な被害が予想される。 ・改修後約40年が経過しているため老朽化が著しく、平成9年8月に漏水による浸水被害があり、耐震性も現在の基準を満たしておらず早急な架替が必要である。 ・延長 約0.1km ・主要工種 水路橋架け替え	B / C = 41.0 資産浸水被害(一般資産、農作物、公共土木施設)抑止効果
		上位計画・優先度			自然環境等への影響と対策	代替案の比較検討
		河川整備長期計画 大阪府都市基盤整備中期計画(案)改定版 淀川水系神崎川ブロック河川整備計画			本事業は、既存橋梁の架け替えを実施するものであり、自然環境への影響は少ないと考えられるが、施工にあたっては、周辺の環境に配慮する。	天井川である水路橋の老朽化が相当すんでおり、漏水が確認されていたため、応急処置的な補修工法では対応できないことから、現況構造物の構造形式を変更できる架け替えが最適な工法であると考えられる。

(評価結果) 現時点での評価結果であり、平成20年度予算等に応じて、今後実施等に変更が生じることもある。
「事業実施は妥当」
平成19年2月に策定された「淀川水系神崎川ブロック河川整備計画」に位置づけられた河川整備対象区間の老朽化対策であり、水路橋架け替えが最も効率的な対策工であることから、「事業実施」とする。

事業種別	事業名	所在地	事業概要			事業効果等 (費用便益比[B/C]など)
			事業費(百万円)	事業年度	目的、内容	
砂防	淀川水系初谷川川西谷砂防事業	豊能町吉川	300	H20 ~ H24	本溪流は、溪岸・溪床の侵食が著しいため、土石流の発生による災害から府民の生命・財産を保護するため、砂防えん堤の整備を推進する。 砂防えん堤工	B / C = 3.28 ・人命保護効果(人命損失軽減) ・家屋被害軽減効果(人命損失軽減、不動産被害軽減) ・公共・公益施設被害軽減効果(道路の復旧費用軽減)
		上位計画・優先度		自然環境等への影響と対策		代替案の比較検討
		大阪府都市基盤整備中期計画(案)改定版		砂防えん堤の施工において樹木の伐採が伴うが、その範囲を最小限に止め、自然環境への影響を極力軽減する。 また、砂防えん堤工が完成すれば、溪床、溪岸の侵食が防止されるため、堆砂敷より上流の樹木を保全できる。		本溪流において、土石流の被害を防ぐには、土石流を止める砂防えん堤以外の工法は無い。
<p>(評価結果) 現時点での評価結果であり、平成20年度予算等に応じて、今後実施等に変更が生じることもある。 「事業実施は妥当」 自然的要件(地形、荒廃)、社会的要件(避難所・避難路、災害時用援護者施設・被害の影響の大きい)をもとに重点化の評価を行った結果、優先的に整備すべき箇所となっているため、「事業実施」とする。</p>						

事業種別	事業名	所在地	事業概要			事業効果等 (費用便益比[B/C]など)
			事業費(百万円)	事業年度	目的、内容	
砂防	淀川水系石澄川才の木川砂防事業	池田市畑三丁目	350	H20 ~ H24	本溪流は、溪岸・溪床の侵食が著しいため、土石流の発生による災害から府民の生命・財産を保護するため、砂防えん堤の整備を推進する。 砂防えん堤工	B / C = 38.69 ・人命保護効果(人命損失軽減) ・家屋被害軽減効果(人命損失軽減、不動産被害軽減) ・公共・公益施設被害軽減効果(道路の復旧費用軽減)
		上位計画・優先度		自然環境等への影響と対策		代替案の比較検討
		大阪府都市基盤整備中期計画(案)改定版		砂防えん堤の施工において樹木の伐採が伴うが、その範囲を最小限に止め、自然環境への影響を極力軽減する。 また、砂防えん堤工が完成すれば、溪床、溪岸の侵食が防止されるため、堆砂敷より上流の樹木を保全できる。		本溪流において、土石流の被害を防ぐには、土石流を止める砂防えん堤以外の工法は無い。
<p>(評価結果) 現時点での評価結果であり、平成20年度予算等に応じて、今後実施等に変更が生じることもある。 「事業実施は妥当」 自然的要件(地形、荒廃)、社会的要件(避難所・避難路、災害時用援護者施設・被害の影響の大きい)をもとに重点化の評価を行った結果、優先的に整備すべき箇所となっているため、「事業実施」とする。</p>						

事業種別	事業名	所在地	事業概要			事業効果等 (費用便益比[B/C]など)
			事業費(百万円)	事業年度	目的、内容	
砂防	淀川水系下音羽川上音羽第一支溪砂防事業	茨木市上音羽	200	H20 ～ H23	本溪流は、溪岸・溪床の侵食が著しいため、土石流の発生による災害から府民の生命・財産を保護するため、砂防えん堤の整備を推進する。 砂防えん堤工	B / C = 2.51 ・人命保護効果(人命損失軽減) ・家屋被害軽減効果(人命損失軽減、不動産被害軽減) ・公共・公益施設被害軽減効果(道路の復旧費用軽減)
		上位計画・優先度				
		大阪府都市基盤整備中期計画(案)改定版			砂防えん堤の施工において樹木の伐採が伴うが、その範囲を最小限に止め、自然環境への影響を極力軽減する。 また、砂防えん堤工が完成すれば、溪床、溪岸の侵食が防止されるため、堆砂敷より上流の樹木を保全できる。	本溪流において、土石流の被害を防ぐには、土石流を止める砂防えん堤以外の工法は無い。
<p>(評価結果) 現時点での評価結果であり、平成20年度予算等に応じて、今後実施等に変更が生じることもある。 「事業実施は妥当」 自然的要件(地形、荒廃)、社会的要件(避難所・避難路、災害時用援護者施設・被害の影響の大きい)をもとに重点化の評価を行った結果、優先的に整備すべき箇所となっているため、「事業実施」とする。</p>						

事業種別	事業名	所在地	事業概要			事業効果等 (費用便益比[B/C]など)
			事業費(百万円)	事業年度	目的、内容	
砂防	淀川水系天野川がらと川砂防事業	枚方市津田	435	H20 ～ H22	本溪流は、溪岸・溪床の侵食が著しいため、土石流の発生による災害から府民の生命・財産を保護するため、砂防えん堤の整備を推進する。 砂防えん堤工	B / C = 3.12 ・人命保護効果(人命損失軽減) ・家屋被害軽減効果(人命損失軽減、不動産被害軽減) ・公共・公益施設被害軽減効果(道路の復旧費用軽減)
		上位計画・優先度				
		大阪府都市基盤整備中期計画(案)改定版			砂防えん堤の施工において樹木の伐採が伴うが、その範囲を最小限に止め、自然環境への影響を極力軽減する。 また、砂防えん堤工が完成すれば、溪床、溪岸の侵食が防止されるため、堆砂敷より上流の樹木を保全できる。	本溪流において、土石流の被害を防ぐには、土石流を止める砂防えん堤以外の工法は無い。
<p>(評価結果) 現時点での評価結果であり、平成20年度予算等に応じて、今後実施等に変更が生じることもある。 「事業実施は妥当」 自然的要件(地形、荒廃)、社会的要件(避難所・避難路、災害時用援護者施設・被害の影響の大きい)をもとに重点化の評価を行った結果、優先的に整備すべき箇所となっているため、「事業実施」とする。</p>						

事業種別	事業名	所在地	事業概要			事業効果等 (費用便益比[B/C]など)	
			事業費(百万円)	事業年度	目的、内容		
砂防	淀川水系恩智川一の谷砂防事業	八尾市服部川	370	H20 ～ H24	本溪流は、溪岸・溪床の侵食が著しいため、土石流の発生による災害から府民の生命・財産を保護するため、砂防えん堤の整備を推進する。 砂防えん堤工	B / C = 33.96 ・人命保護効果(人命損失軽減) ・家屋被害軽減効果(人命損失軽減、不動産被害軽減) ・公共・公益施設被害軽減効果(道路の復旧費用軽減)	
		上位計画・優先度					自然環境等への影響と対策
		大阪府都市基盤整備中期計画(案)改定版	砂防えん堤の施工において樹木の伐採が伴うが、その範囲を最小限に止め、自然環境への影響を極力軽減する。 また、砂防えん堤工が完成すれば、溪床、溪岸の侵食が防止されるため、堆砂敷より上流の樹木を保全できる。	本溪流において、土石流の被害を防ぐには、土石流を止める砂防えん堤以外の工法は無い。			

(評価結果) 現時点での評価結果であり、平成20年度予算等に応じて、今後実施等に変更が生じることもある。
「事業実施は妥当」
自然的要件(地形、荒廃)、社会的要件(避難所・避難路、災害時用援護者施設・被害の影響の大きい)をもとに重点化の評価を行った結果、優先的に整備すべき箇所となっているため、「事業実施」とする。

事業種別	事業名	所在地	事業概要			事業効果等 (費用便益比[B/C]など)	
			事業費(百万円)	事業年度	目的、内容		
砂防	大津川水系父鬼川右第十八支川砂防事業	和泉市父鬼町	250	H20 ～ H24	本溪流は、溪岸・溪床の侵食が著しいため、土石流の発生による災害から府民の生命・財産を保護するため、砂防えん堤の整備を推進する。 砂防えん堤工	B / C = 3.28 ・人命保護効果(人命損失軽減) ・家屋被害軽減効果(人命損失軽減、不動産被害軽減) ・公共・公益施設被害軽減効果(道路の復旧費用軽減)	
		上位計画・優先度					自然環境等への影響と対策
		大阪府都市基盤整備中期計画(案)改定版	砂防えん堤の施工において樹木の伐採が伴うが、その範囲を最小限に止め、自然環境への影響を極力軽減する。 また、砂防えん堤工が完成すれば、溪床、溪岸の侵食が防止されるため、堆砂敷より上流の樹木を保全できる。	本溪流において、土石流の被害を防ぐには、土石流を止める砂防えん堤以外の工法は無い。			

(評価結果) 現時点での評価結果であり、平成20年度予算等に応じて、今後実施等に変更が生じることもある。
「事業実施は妥当」
自然的要件(地形、荒廃)、社会的要件(避難所・避難路、災害時用援護者施設・被害の影響の大きい)をもとに重点化の評価を行った結果、優先的に整備すべき箇所となっているため、「事業実施」とする。

事業種別	事業名	所在地	事業概要			事業効果等 (費用便益比[B/C]など)
			事業費(百万円)	事業年度	目的、内容	
砂防	淀川水系裏川砂防事業	箕面市粟生間谷	530	H20 ~ H24	本溪流は、国際文化公園都市(彩都)関連事業として人家等に直接的に土砂災害を及ぼす恐れのある溪流について、砂防施設の整備を促進し、土石流等の土砂災害に備える。 砂防えん堤工	B / C = 3.87 ・人命保護効果(人命損失軽減) ・家屋被害軽減効果(人命損失軽減、不動産被害軽減) ・公共・公益施設被害軽減効果(道路の復旧費用軽減)
		上位計画・優先度				
		大阪府都市基盤整備中期計画(案)改定版	砂防えん堤の施工において樹木の伐採が伴うが、その範囲を最小限に止め、自然環境への影響を極力軽減する。 また、砂防えん堤工が完成すれば、溪床、溪岸の侵食が防止されるため、堆砂敷より上流の樹木を保全できる。	本溪流において、土石流の被害を防ぐには、土石流を止める砂防えん堤以外の工法は無い。		
<p>(評価結果) 現時点での評価結果であり、平成20年度予算等に応じて、今後実施等に変更が生じることもある。 「事業実施は妥当」 自然的要件(地形、荒廃)、社会的要件(避難所・避難路、災害時用援護者施設・被害の影響の大きい)をもとに重点化の評価を行った結果、優先的に整備すべき箇所となっているため、「事業実施」とする。</p>						

事業種別	事業名	所在地	事業概要			事業効果等 (費用便益比[B/C]など)
			事業費(百万円)	事業年度	目的、内容	
砂防	淀川水系中の谷川砂防事業	豊能町川尻	300	H20 ~ H23	本溪流は、溪岸・溪床の侵食が著しいため、土石流の発生による災害から府民の生命・財産を保護するため、溪流保全工を推進する。	B / C = 1.98 ・人命保護効果(人命損失軽減) ・家屋被害軽減効果(人命損失軽減、不動産被害軽減) ・公共・公益施設被害軽減効果(道路の復旧費用軽減)
		上位計画・優先度				
		大阪府都市基盤整備中期計画(案)改定版	溪流保全工の施工において樹木の伐採が伴うが、その範囲を最小限に止め、自然環境への影響を極力軽減する。	本溪流において、土石流の被害を防ぐには、溪流保全工以外の工法は無い。		
<p>(評価結果) 現時点での評価結果であり、平成20年度予算等に応じて、今後実施等に変更が生じることもある。 「事業実施は妥当」 自然的要件(地形、荒廃)、社会的要件(避難所・避難路、災害時用援護者施設・被害の影響の大きい)をもとに重点化の評価を行った結果、優先的に整備すべき箇所となっているため、「事業実施」とする。</p>						

事業種別	事業名	所在地	事業概要			事業効果等 (費用便益比[B/C]など)	
			事業費(百万円)	事業年度	目的、内容		
砂防	大津川水系宮川砂防事業	岸和田市積川	510	H20 ~ H24	本溪流は、渓岸・渓床の侵食が著しいため、土石流の発生による災害から府民の生命・財産を保護するため、溪流保全工を推進する。	B / C = 1.56 ・人命保護効果(人命損失軽減) ・家屋被害軽減効果(人命損失軽減、不動産被害軽減) ・公共・公益施設被害軽減効果(道路の復旧費用軽減)	
		上位計画・優先度					自然環境等への影響と対策
		大阪府都市基盤整備中期計画(案)改定版			溪流保全工の施工において樹木の伐採が伴うが、その範囲を最小限に止め、自然環境への影響を極力軽減する。		本溪流において、土石流の被害を防ぐには、溪流保全工以外の工法は無い。

(評価結果) 現時点での評価結果であり、平成20年度予算等に応じて、今後実施等に変更が生じることもある。
「事業実施は妥当」
自然的要件(地形、荒廃)、社会的要件(避難所・避難路、災害時用援護者施設・被害の影響の大きい)をもとに重点化の評価を行った結果、優先的に整備すべき箇所となっているため、「事業実施」とする。

事業種別	事業名	所在地	事業概要			事業効果等 (費用便益比[B/C]など)	
			事業費(百万円)	事業年度	目的、内容		
砂防	見出川水系見出川砂防事業	熊取町久保	900	H20 ~ H27	本溪流は、渓岸・渓床の侵食が著しいため、土石流の発生による災害から府民の生命・財産を保護するため、溪流保全工を推進する。	B / C = 1.17 ・人命保護効果(人命損失軽減) ・家屋被害軽減効果(人命損失軽減、不動産被害軽減) ・公共・公益施設被害軽減効果(道路の復旧費用軽減)	
		上位計画・優先度					自然環境等への影響と対策
		大阪府都市基盤整備中期計画(案)改定版			溪流保全工の施工において樹木の伐採が伴うが、その範囲を最小限に止め、自然環境への影響を極力軽減する。		本溪流において、土石流の被害を防ぐには、溪流保全工以外の工法は無い。

(評価結果) 現時点での評価結果であり、平成20年度予算等に応じて、今後実施等に変更が生じることもある。
「事業実施は妥当」
自然的要件(地形、荒廃)、社会的要件(避難所・避難路、災害時用援護者施設・被害の影響の大きい)をもとに重点化の評価を行った結果、優先的に整備すべき箇所となっているため、「事業実施」とする。

事業種別	事業名	所在地	事業概要			事業効果等 (費用便益比[B/C]など)	
			事業費(百万円)	事業年度	目的、内容		
急傾斜	新家地区急傾斜地崩壊対策事業	泉南市新家	210	H20 ～ H24	がけ崩れによる災害から府民の生命・財産を保護するため、傾斜30度以上、高さ5m以上のがけ崩れの恐れのある急傾斜地において、急傾斜地崩壊対策施設の整備を推進する。 急傾斜崩壊対策 擁壁工 L = 250m	B / C = 6.61 ・人命保護効果(人命損失軽減) ・家屋被害軽減効果(人命損失軽減、不動産被害軽減) ・公共・公益施設被害軽減効果(道路の復旧費用軽減)	
		上位計画・優先度			自然環境等への影響と対策		代替案の比較検討
		大阪府都市基盤整備中期計画(案)改定版			本箇所は、表層崩壊により植生基盤が安定しない現状であるが、対策工を行うことにより、基盤が安定し緑化が可能となる。また、長い年月を経て周辺植物へと移行していくことから自然回復の面でも効果的である。		本箇所の長大斜面において、がけ崩れの被害を防ぐには、がけ崩れを止める擁壁工以外の工法は無い。

(評価結果) 現時点での評価結果であり、平成20年度予算等に応じて、今後実施等に変更が生じることもある。
「事業実施は妥当」
自然的要件(地形、荒廃)、社会的要件(避難所・避難路、災害時用援護者施設・被害の影響の大きい)をもとに重点化の評価を行った結果、優先的に整備すべき箇所となっているため、「事業実施」とする。

事業種別	事業名	所在地	事業概要			事業効果等 (費用便益比[B/C]など)	
			事業費(百万円)	事業年度	目的、内容		
急傾斜	畑(2)地区急傾斜地崩壊対策事業	柏原市雁多尾畑	250	H20 ～ H24	がけ崩れによる災害から府民の生命・財産を保護するため、傾斜30度以上、高さ5m以上のがけ崩れの恐れのある急傾斜地において、急傾斜地崩壊対策施設の整備を推進する。 急傾斜崩壊対策 法枠工 L = 150m	B / C = 2.39 ・人命保護効果(人命損失軽減) ・家屋被害軽減効果(人命損失軽減、不動産被害軽減) ・公共・公益施設被害軽減効果(道路の復旧費用軽減)	
		上位計画・優先度			自然環境等への影響と対策		代替案の比較検討
		大阪府都市基盤整備中期計画(案)改定版			本箇所は、表層崩壊により植生基盤が安定しない現状であるが、対策工を行うことにより、基盤が安定し緑化が可能となる。また、長い年月を経て周辺植物へと移行していくことから自然回復の面でも効果的である。		本箇所において、がけ崩れの被害を防ぐには、がけ崩れを抑制する法枠工以外の工法は無い。

(評価結果) 現時点での評価結果であり、平成20年度予算等に応じて、今後実施等に変更が生じることもある。
「事業実施は妥当」
自然的要件(地形、荒廃)、社会的要件(避難所・避難路、災害時用援護者施設・被害の影響の大きい)をもとに重点化の評価を行った結果、優先的に整備すべき箇所となっているため、「事業実施」とする。

事業種別	事業名	所在地	事業概要			事業効果等 (費用便益比[B/C]など)
			事業費(百万円)	事業年度	目的、内容	
急傾斜	宝持山地区急傾斜地崩壊対策事業	箕面市箕面一丁目	300	H20 ～ H24	がけ崩れによる災害から府民の生命・財産を保護するため、傾斜30度以上、高さ5m以上のがけ崩れの恐れのある急傾斜地において、急傾斜地崩壊対策施設の整備を推進する。 急傾斜崩壊対策 擁壁工 L = 240m	B / C = 4.93 ・人命保護効果(人命損失軽減) ・家屋被害軽減効果(人命損失軽減、不動産被害軽減) ・公共・公益施設被害軽減効果(道路の復旧費用軽減)
		大阪府都市基盤整備中期計画(案)改定版	本箇所は、表層崩壊により植生基盤が安定しない現状であるが、対策工を行うことにより、基盤が安定し緑化が可能となる。また、長い年月を経て周辺植物へと移行していくことから自然回復の面でも効果的である。	本箇所の長大斜面において、がけ崩れを止める擁壁工以外の工法は無い。		
<p>(評価結果) 現時点での評価結果であり、平成20年度予算等に応じて、今後実施等に変更が生じることもある。 「事業実施は妥当」 自然的要件(地形、荒廃)、社会的要件(避難所・避難路、災害時用援護者施設・被害の影響の大きい)をもとに重点化の評価を行った結果、優先的に整備すべき箇所となっているため、「事業実施」とする。</p>						

事業種別	事業名	所在地	事業概要			事業効果等 (費用便益比[B/C]など)
			事業費(百万円)	事業年度	目的、内容	
府営住宅建替	守口寺方住宅	守口市寺方本通2丁目、寺方錦通1丁目	850	H20 ～ H22	・昭和27年度に建設された守口寺方住宅は、木造で耐用年数を過ぎ、老朽化が著しく、居住水準が低いことから建替事業を実施する。 これにより、屋内外のバリアフリー化や耐震性の向上など、居住水準の向上を図るとともに、オープンスペースの確保など良好な住宅及び住環境を整備する。 戸数:55戸 / 構造:鉄筋コンクリート造7F / 住戸面積:約50～60㎡	B / C = 1.32 居住水準の向上 良好な住環境整備
		大阪府住宅まちづくりマスタープラン 大阪府営住宅ストック総合活用計画	・緑の創出や自然環境の回復に努める。 ・廃棄物については、建設資材としてリサイクルが可能なものについて再資源化に努める。また、再生材の利用に努めていく。	・改善事業案 ・他団地への集約建替案 と比較検討		
<p>(評価結果) 現時点での評価結果であり、平成20年度予算等に応じて、今後実施等に変更が生じることもある。 「事業実施は妥当」 本住宅は、昭和27年度に建設され、既に耐用年数を過ぎた木造住宅で、老朽化が著しく居住水準が低いため対応が必要であり、建替えにより、屋内外のバリアフリー化や耐震性の向上など、良好な住宅及び住環境の形成の効果が認められることから「事業実施」とする。</p>						

事業種別	事業名	所在地	事業概要			事業効果等 (費用便益比[B/C]など)
			事業費(百万円)	事業年度	目的、内容	
施設整備	大阪府警察本部留置施設 住之江分室(仮称) 新設整備事業	大阪市住之 江区新北島3 丁目(住之江 警察署敷地 内)	940	H19 ~ H21	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新留置施設の整備による被留置者の収容率の向上と、効率的留置により、警察力を本来の治安維持活動に専念させ、安心して暮らせる「安全なまちづくり」を推進するもの。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設予定地 大阪府住之江警察署敷地内 ・敷地面積 約1400㎡ ・鉄筋コンクリート造3階建 約1,900㎡ ・駐車場4台(身体障害者用1台を含む。) <p><参考></p> <p>用途地域 第一種住居地域 指定容積率 200% 指定建ぺい率 80%</p>	警察庁舎の整備による費用便益の測定方法が確立されていない。
		上位計画・優先度	自然環境等への影響と対策	代替案の比較検討		
		大阪の再生・元気倍増プラン(大阪21世紀の総合計画)		<p>【動植物の生態系への影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現住之江警察署敷地内での建設であり、新たな土地の利用転換を伴わないことから、動植物の生態系に影響を与えることはない。 <p>【緑化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府自然環境保護条例に定める敷地面積の20%の被緑率をうわまわるよう、植栽を行う予定である。 <p>【産業廃棄物等のリサイクル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築工事に当たっては、再生材の利用に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯人の逮捕及び捜査は警察の基本的職務であり、その活動を担保する留置施設が整備できていなければ、円滑な業務推進が行えないことは明らかである。 <p>代替案として、警察署の建替え時に施設を拡大し収容力を拡充しているが、現在の過剰収容を緩和し、効率的な治安維持活動を図るためには早急に施設を設置する必要がある。</p>	
<p>(評価結果) 現時点での評価結果であり、平成20年度予算等に応じて、今後実施等に変更が生じることもある。 「事業実施は妥当」 被留置者増加による過剰収容の改善及び各警察署被留施設の効率的運用のためには、女性被留置者を集中留置する施設が必要であり、警察力を治安維持活動に専従させることができる等の効果が認められることから「事業実施」とする。</p>						